

議会基本条例を制定



開かれた議会をつくります



議会報告会を開催します！



議員間討議を尽くします！



今後の検討課題

議会基本条例制定特別委員会が条例案の協議を進めるなかで、今後の検討課題として「議員政治倫理条例の制定」と「大規模災害時等における議会の危機管理対応」について、その必要性を共通認識しました。

今後市議会では、議会基本条例に基づき、これまで進めてきた議会改革への取り組みをさらに推進するとともに、より一層市民の皆様が開かれた議会を目指してまいります。

議会基本条例制定特別委員会
委員長 青谷 章

高島市議会では、市民の皆様にとってより身近な議会となるよう、議会活性化特別委員会を中心に議会報告会の開催や議員定数の削減など議会改革を推進してきました。このような議会改革の取り組みの中で、議会の最高規範とする議会基本条例の必要性を全議員が共通認識し、平成27年2月から議会基本条例制定特別委員会で協議を重ね、

条例案の作成に取り組んできました。そして、平成27年12月定例会において、「高島市議会基本条例」を全員賛成により可決し、平成28年1月1日から施行しました。

前文

私たちのまち高島市は、琵琶湖の北西部に位置し、古来から京都や奈良の都と北陸を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。

平成17年1月1日に6町村が合併し市制が施行される中で、地方分権改革が進められ、地方自治体には、自らの判断と責任において地域の実情に沿った行政を展開していくことが期待されています。

高島市政は、市民から代表として選ばれた議員で構成する高島市議会（以下「議会」という。）と、同じく市民の代表として選ばれた高島市長（以下「市長」という。）との二元代表制の下で、それぞれが市民の信頼と負託に応える役割と責任を担っています。

議会は、多様な市民の意見を反映し、議事機関として最良の意思を決定することで、市民福祉の向上はもとより、市政のさらなる発展を目指していくことが求められています。

そのため、議会はこれまで以上に公平で公正かつ透明な議会運営と市民にとって開かれた議会づくりを推進し、その権能を最大限に発揮できるよう議会の役割と責任を再認識するとともに、不断の議会改革に努めていくことを決意し、ここに議会の最高規範として高島市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

(3) 市民の多様な意見、要望等の把握に努

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議

制の機関である議会の担うべき役割を明らかにするとともに、議会および議員の活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平で公正な議会運営を図り、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、市政の最高意思決定機関であることから、議会の構成員である議員それぞれが、その責任を自覚するとともに、市民の意見を踏まえ、公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現に全力で取り組むことを基本理念とする。

第2章 議会および議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、前条の基本理念に従い、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 議会が市民を代表する議決機関であることを自覚して公平性、透明性および信頼性を重視し、市民本位の立場から、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）による市政運営が適正に行われているかを監視するとともに、評価を行うものとする。
- (2) 市民に対し、議会活動の積極的な情報公開および情報提供に努め、開かれた議会を目指すものとする。
- (3) 市民の多様な意見、要望等の把握に努

め、政策立案および政策提言に積極的に取り組むものとする。

(4) 議会が言論の府であること、および合議制の機関であることを認識し、議員相互間の議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議会の構成員として自己の資質を高めるとともに、市民の代表者として市民福祉の向上を目指し活動するものとする。
- (2) 議員相互間の議論を尽くすものとする。
- (3) 市政全般に関して市民の多様な意見を的確に把握するよう努めるものとする。
- (4) 自己の議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(党派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で、党派を結成することができる。

- 2 党派は、政策立案および政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて党派間で相互に協議および調整に努めるものとする。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、党派の代表者の会議を開催することができる。